

「幕末維新史料」語彙考証二

栗林文夫
橋口正樹

はじめに

本稿は、昨年度刊行された「△『鹿児島県史料』編さん余録9▽」「幕末維新史料」語彙考証」（『黎明館調査研究報告』第三六集）以降、編集や校正など調査史料室の日常業務の中で、それぞれの担当者が疑問に思つて調べたり、興味や関心を抱いた史料中の「語彙」についての考証をまとめたものである。

《凡例》

- 1 二一から二四までを橋口、二五から三四までを栗林が執筆した。
- 2 『鹿児島県史料』の略号は次の通りである。
 - ・市来…『鹿児島県史料 市来四郎史料』
 - ・忠義…『鹿児島県史料 忠義公史料』
 - ・斉彬…『鹿児島県史料 斉彬公史料』
 - ・玉里…『鹿児島県史料 玉里島津家史料』
 - ・玉南…『鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書』
 - ・名越…『鹿児島県史料 名越時敏史料』
 - ・新納…『鹿児島県史料 新納久仰雑譜』
 - ・西南…『鹿児島県史料 西南戦争』
 - ・鎌田…『鹿児島県史料 鎌田正純日記』

- ・法令…『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集』
 - ・前編…『鹿児島県史料 旧記雑録前編』
 - ・追録…『鹿児島県史料 旧記雑録追録』
 - ・諸氏…『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜』
- 3 鹿児島県立図書館刊行の『鹿児島県史料集』は「県史料集」と略記した。
 - 4 右の史料の巻数については、丸囲みの算用数字で史料略号に続けて示した。引用箇所は、頁数で表記した。
 - 5 原本史料からの引用は、黎明館の資料登録番号を示した。
 - 6 引用史料で必要のないルビや行間注は省略したものがある。
 - 7 本稿で利用する『日本国語大辞典』は、日本大辞典刊行会編、小学館発行、全三十巻、一九七二～七六年刊行のものである。
 - 8 △で囲んだ箇所は割書を示す。

二一 知邸（一部「ルスキ」の訓あり）

〔市来④四五頁〕「八月廿七日、知邸内田仲之助召喚、野宮定功卿ヨリ左ノ御書面渡サレタリ、」

〔市来④一九六頁〕「二月十一日、於京都大老酒井雅楽頭・閣老水野和泉守・有馬遠江守、大目付土井備中守、御目付中山藤十郎列座、左ノ密書ヲ知邸内田仲之助ニ渡サレタリ、」

〔市来④二六五頁〕「江戸知邸新納嘉藤次大久保へ私翰之略」

〔忠義②四〇一頁〕「癸亥五月九日知邸本田彌右衛門ヨリ朝廷へ御伺書及ヒ御附紙左ノ如シ」

〔新納②八三三頁〕「扱、文政庚辰四月廿五日に祖席を發し五月の末に浪華に至るに、知邸〈大阪御留守居〉ハ朝倉孫十郎、度支〈金方勤〉の官に相良権兵衛・菱刈八郎太在坂せしか、」

〔倭文麻環 卷之四〕三三頁（山本盛秀、一九〇八年）「むかし沖繩人が大家に朝せし時或知邸の此方の知邸に琉球国はいつの頃よりか服従給ひけるぞと問ふ、此方の知邸知らざるにや、」

「知邸」という語は頻出する印象があるが、辞書等には所見がない。読みとしては素直に「チテイ」であろう。ただし、「新納②八三三頁」において「知邸」に「大阪御留守居」の割注があつたり、『倭文麻環 卷之四』において「知邸」に「ルスキ」とルビが付されたりしていることから、「留守居」の意味で用いられていたようだ。なお、「知」には「つかさどる、治める」、「邸」には「やしき、邸宅、都に上ったときの諸侯の宿舎」という意味がそれぞれある『大修館 新漢和辞典』六二〇・八八九頁）。そこから自然発生的に「やしきを治める」という意味の「知邸（＝留守居）」が生まれたのではないだろうか。

二三 扇 セン（「とびら」の意）

〔市来⑤九二頁〕「長軍追躡已ニ門内ニ突キ入ラントスルヲ、会軍門ノ扉ヲ閉チ塀ノ上又ハ門ノ隙間ヨリ砲發シテ支ヘタリ、長軍モ又大砲ヲ放チ門扉ヲ貫キ、会兵三四名死傷ス、此時会兵ハ暫時ク門内ニ憩ヒ、而シテ扇ヲ開キ大小砲ヲ連發シ、或ハ百名許リノ壮士カ槍ヲ振テ討テカ、レハ、長軍モ又少シク色メキタルニ、」

これは「市来⑤」の校正中に調べて明らかになったものである。当初、この前後に「扉」が頻出しており、また文脈から見ても恐らく「扉」の誤字ではないかと考え、「扇」の行間に「扉力」の注を付していた。しかし、辞書で「扇」の意味を確認したところ、「セン」と読む場合で「①門の戸。とびら。②うちわ。おうぎ。③そのかす。あおる。」（『日本国語大辞典』第十二卷、八九頁）という意味があつたことから、行間注は付さずに「扇」のままとした。

そうになると、何故ここだけ「扉」ではなく「扇」と書かれたのかという疑問が生じてくるが、単なる書き間違いか、あるいは意図的なものかは定かではない。それでも、この「扇」は、校正にあたつては思い込みや固定観念を排さなければならぬということを示す好例と言えよう。

残念ながら他に「扇」一字のみの用例は確認できなかったが、「門扇（もんせん）」だといくつか見られる。その意味は「門のとびら。両開きの門の戸。門扉。」（『日本国語大辞典』第十九卷、三九九頁）であるが、以下用例の一部を挙げる。『日清戦闘画報 第六編』（久保田米僊ほか、一八九四年）「当日の戦に歩兵第十二聯隊長伊瀬知大佐は（中略）門扇を破て闖入せんとせしも門堅くして破るべからず」

『日本外史 上巻』七七頁（いてふ本刊行会、一九五三年）「乃ち射て胃臍を穿ち、門扇を貫く。義朝大いに驚き、乃ち呼びて曰く、」

二三 与鳥（返って「ちょっと」と読む）

〔明治二十八年三月九日 黒田清隆宛松方正義書簡〕（黎明館所蔵、資料No. 03-378-041）「伊藤伯と者去月中旬与鳥大坂ニ逢ひ、其後同人東京より広島江被行候折も面会不致、」

『伊藤博文関係文書 七』一六九頁（塙書房、一九七九年）「過刻は与鳥御宅え御窺仕候処已に御出跡に御座候。」

『伊藤博文関係文書 七』一八四頁「愚兄も今日は与鳥参り旁に而未だ御無

沙汰仕候。」

一つ目の用例は、令和六年十一月に行われた幕末維新校閲委員会において、議題に挙げた編集上の問題点の一つである。当初は「鳥与（ちよつと）」が上下入れ替わったものだと考え、行間に「鳥与力」あるいは「ママ」を付すかどうかを諮ったところ、編さん委員から、この表記で「ちよつと」と読めるので今のままでよいとの回答をいただいた。私自身見たことのない表記で、「与鳥」が他にどれほど用いられているかを改めて調べたところ、極めて少なく、管見の限りでは『伊藤博文関係文書 七』の二例のみであった。珍しい表記なので辞書等にも記載されておらず、ルビが振られているわけでもないもので、これらが「ちよつと」であると断言することは難しい。しかし、「篤（とくと）」が「与篤」とも表記される『古文書用字用語大辞典』三七三頁、柏書房、一九八〇年）ことから、同じ理屈で「与鳥」も「ちよつと」と読めるのではないだろうか。また、これらがいずれも松方正義の書簡という点も興味深い。松方はなぜこの表記を用いていたのだろうか。あるいはそもそも「鳥与」を間違えて覚えていた可能性もあるが、いずれにせよ更なる精査が必要であろう。なお、「鳥度（ちよつと）」については前回の編さん余録でも取り挙げているので、併せて参照願いたい（『黎明館調査研究報告』第三六集、三七頁）。

二四 寸切 すつきり・ずんぎり

〔市来⑤四頁〕「二宮之城（宮城トハ）図書久治君を云フ、ニ^茂御煩未寸切ト御^{扶氣力}扶氣無之、」

〔市来③一四六頁〕「謹^而申上候、短才不徳之尊融国事御扶助且帰属之蒙命、寸切モ無之恐懼之至ニ候、」

〔市来①一〇頁〕「二病氣も追々快方ニ^者趣たれとも寸切と無之、漸今日月代いたす」

〔市来①一九〇頁〕「二四時分御華園へ出勤、磯永殿も出勤候、大鐘比退出候、風邪氣分未寸切と無之候、」

〔市来①二四三頁〕「二至今朝少^者快キ方なれとも寸切と無之、鍼医川野玄斎頼候、見舞之人多し、」

〔名越⑧一八三頁〕「於源殿よりも此内御祈禱仕申候所ニ寸切と御快氣被遊、」

〔名越⑦一八〇頁〕「氣色^茂此頃^者漸々快氣仕之由別^而幸ニ被思召上候、雖然寸切と不致本復候間難儀ニ^者可存候得共、」

〔大久保利通関係文書 三〕一八四頁（立教大学日本史研究会、一九六八年）

「一、宮之城も于今寸切とハ御氣分合も御直り無之未御屋敷^江も御引移も出来させられす」

〔明治建白書集成 第一卷〕九六頁（筑摩書房、二〇〇〇年）「今般旧弊一新之機ニ乘し諸人自儘に惣髮ニ相成或は寸切被髮ニ相成」

〔支那事変写真全輯 三〕（朝日新聞社、一九三八年）「南より北進せる岩仲戦車部隊の爆破と相俟つて、こゝに徐州・漢口を繋ぐ敵の生命線隴海線は寸切遮断されたのである。」

〔千葉県木更津市清見台古墳群発掘調査報告〕二九頁（千葉県教育委員会、一九六八年）「銅版の小札といふべき一寸五六分幅は六分許に細かく截断し、

かたかたは寸切にして其寸切のかたに穴あり、」

〔西郷隆盛全集 第一卷〕五三頁（大和書房、一九七六年）「今日、中の事は先ず論ぜぬ事に致さず候間、見聞さえ腹を寸切いたし申し候。」

「寸切」には二通りの読み方がある。「すつきり」と読む場合は「さっぱりすること」（『古文書用字用語大辞典』二九三頁）という意味があり、現代と大差はない。ただし、現在辞書で「すつきり」を引いても「寸切」の表記は確認できず、いつから平仮名表記になったのかは判然としない。

一方、「ずんぎり」と読む場合は、「①まっすぐに断ち切ること。まっすぐ横

に切る。輪切り。筒切り。ずんどぎり。②頭部を真直ぐに切った形をした茶入れのこと。また花器にもいう。③筒形をした茶わん。④大木を半ばから切つて、茶室の庭などに植えて飾りとするもの。』(『日本国語大辞典』第十一巻、五四七頁)という意味があり、「直切(すぐきり)の転」(『江戸時代用語考証辞典』二三七頁、新人物往来社、一九八四年)ともされている。

一見すると、「すつきり」が現代と同様に人の体調や気分を表しているのに対し、「ずんぎり」は物の状態やその物に対する動作を表しているように思われる。それを踏まえて右掲の用例を見ると、「市来⑤四頁」から『明治建白書集成 第一巻』にかけては「すつきり」、「支那事変写真全輯二」と『千葉県木更津市清見台古墳群発掘調査報告』は「ずんぎり」と読むべきだろう。

なお、『西郷隆盛全集 第一巻』の用例について一言申し添えておきたい。これは元々『古文書用字用語大辞典』の「すつきり」の項に用例として記載されているので、本来は「すつきり」と読むべきなのであるが、当の『西郷隆盛全集』を見ると、当該箇所の頭注に「見聞すると腹をばらばらに切るように腹が立つ。」とある。「寸切」を「すつきり」の意では採らず、「寸」「切」それぞれを直訳して「ばらばらに切る」と解釈しているようだ。文脈からしても妥当な解釈ではあるが、そうすると『古文書用字用語大辞典』の記載には疑義が残る。ルビがないのでどのように読むかは不明であるが、ばらばらに切るかまっすぐに切るかの差こそあれ、大まかに「腹を切る」という点で見れば、まだ「ずんぎり」の方が幾分か適切なのではないだろうか(「ずんぎり」でも確証は持てないが、あるいは「すんせつ」という読み方もあるのかもしれない)。

この「寸切」や前回取り挙げた「迦レル」(『黎明館調査研究報告』第三六集、二六頁参照)のように、一つの表記で複数の読み方や意味を持つ語については、文脈に適した解釈が求められるので注意を払わなければならない。

二五 膝おやし ひざおやし

〔名越⑧三八四頁「浦之浪」〕「膝おやしの事にて^{〔鹿児島立図書館蔵本より補〕}候へハ憐愍を加へ△候得共、ケ様の仕方にてハ他国人なども数多入込^{〔不届脱カ〕}ある事成を、余り思慮もなき致し様^{〔不届脱カ〕}千万の者共也、」

〔「始良市誌史料二」三二頁「加治木古老物語」〕「後に有川早左衛門へ妻二被下候、早左衛門子嘉納助膝おやしの者」

〔「島津家御旧制軍法巻鈔上」三八〇頁、『新薩藩叢書(二)』(歴史図書社、一九七一年)〕「其御手組の軍法同格士衆中一人も不残自身には五六文目玉以上の鉄砲を携へ持ち、膝おやし大小刀の家来に柄六七尺の手鋒鎗又は弓矢太刀の得道具を持たせ主人の右脇にひしと離れさる様に引付置、」

〔「同右」三九三頁〕「他国に違ひ諸士も奉行頭人も六百年以来安危を俱にしたる御譜代の旧臣膝おやしともなる故、御家老の有らん限りは如斯古法にて済へき事なり、」

〔滝川政次郎『日本法制史再版』五二三・五二四頁(有斐閣、一九三〇年)〕「信州の伊那、阿波の祖谷、薩摩、陸中、奄美大島等の山間僻地に残存してゐた被官、名子、膝おやし、頭売人、ヤンチ等に至つては、全く前代の奴婢下人の遺物であつて、主人の意の如く売買贈与せられた。」

〔滝川政次郎『日本法制史研究』七三〇頁(有斐閣、一九四一年)〕「富人即ち遊女の長者は、孤兒又は貧家の女子を買ひ取つて、これを傾城にしたたことが見えてゐるが、斯かる「膝おやし」の傾城が、長者の所有物であつたことは言ふまでもない。」

〔原口虎雄「膝 ひだ」、『鹿児島大百科事典』八五一頁(南日本新聞社、一九八一年)〕「幕末薩藩本土の文書にも「膝おやし」の下人がまれに見られるが、奄美諸島のヒダほどの財物性はなかったようである。(中略)ひだは膝と書き、「膝素立^{ひざもとたち}」の意である。(中略)ひだは身代糖を払っても解放されぬ永久奴隷であつた。」

〔名越⑧三八四頁「浦之浪」〕から、膝おやしであれば「憐愍^{れんぴん}」（あわれみ）を加える対象になり、「〔島津家御旧制軍法巻鈔上〕三八〇頁」では膝おやしは、「手鋒鎗又は弓矢太刀の得道具」を持たされ、主人の右脇に離れないようにひしと引き付いて戦ったことが分かる。そして「〔同前〕三九三頁」から「安危を俱にしたる御譜代の旧臣」であったことも読み取れる。

「おやし」は鹿児島弁で「生（お）やす」の連用形が名詞化したもので（橋口満『鹿児島方言大辞典（上）』高城書房、二〇〇四年）、「膝おやし」の原義は「膝の上で養育した者」という意であろう。家坂洋子『薩摩薩絵巻儒者泊如竹の生涯』（八重岳書房、一九八二年）が膝おやしを、「親子代々仕えている子飼いの家臣」（七一頁）と説明しているのは言い得て妙である。

小さい頃から膝の上で養育してきた、「親子代々仕えている子飼いの家臣」であるので、それだけ主人に対して隷属性が強くなる。〔滝川政次郎『日本法制史再版』〕では、「膝おやし」は前代の「奴婢下人の遺物」で、主人の意のままに売買贈与されたという。

〔滝川政次郎『日本法制史研究』〕も「原口虎雄「膝 ひだ」」も、「膝の上で養育された」という意味で使用されている。「膝おやしの傾城^{けいせい}（遊女）」は遊女の長者の所有物で、「膝おやしの下人」は財物性はそれほどないが、やはり下人であったことに変わりはない。

二六 白眼ミ合ヒ くらみあヒ

〔市来④四二・四三頁〕「右次第終日双方白眼ミ合ヒ、頓ント一統死地^者此所トアキラメ居申候、」

〔玉里⑥一四四頁〕「又洋人ハ鼻高くして長し、日本人・支那人ハ鼻低くして短し、又洋人の鼻ハ眉間より生し、日本人・支那人の鼻ハ、眉下目間より生す、又洋人ハ碧瞳黄眼なり、日本人・支那人ハ黒眸白眼なり、」

〔玉里⑥二四八頁〕「会計方ハ利を本とする職掌故へ金銭の出るを制す、民生

方ハ民の難儀を救ふへき職掌故へ専ラ金銀の出る事に勤む、故ニ大蔵省と民部省とハ白眼^ミ合ヒニ相成へき敵役也、出す而已にてハ国持難し、」

〔玉里⑦一二二頁〕「其因ヲ聞キ其起リヲ聞ニ至リテ益忍ヒガタキニ至リ、夜来怒涙不止、今曉ニ至リ実ニ心神不平如何トモナシガタク、天ヲ怨ミ地ヲ恨ミ、白眼ニシテ廟堂官員之言行ヲ觀想スレバ、誠義仁忠之人少ク、姦曲邪行ノ人多ク、是ニ加フルニ累代之公卿ニ至リテは、信義婦女子ニモ不及アリ、」

〔玉里⑧四九頁〕「愚按ニ大低諸府県鈞合ヲ以テ、玄米尅俵四斗入ニシテ価銀幾程ト白眼合ヲ付ケ、売買融通可相成哉ト考察スベシ、」

〔西南③七三八頁〕「又旧墨ヲ復シ、直チニ防備ヲ嚴ニス、全十八日官軍復タ来テ墨ヲ襲フ、味方烈戦シテ撃テ之ヲ走ラス、全十九日互ニ白眼対峙シ墨ヲ出スシテ砲戦ス、全廿日夜前ヨリ大雨降り曉ニ及ンテ尚止マス、」

〔西南③一〇三五頁〕「我国情ヲ無視シテ旧主ヲ輕蔑スルニ出ツルモノト為シ、身ハ鹿児島ニ塾居シナカラ満腹ノ不平ヲ抱キ、白眼一世ヲ睥睨シ、殊ニ廢藩置県ノ革新ハ、久光公ヲシテ最モ憤懣スル処ナリ、」

〔忠義②七八三頁〕「諸藩ハ都テ此方之手初メヲ相待居候由、何分砲発モ粗忽ニ出来兼、漸ク蹈コタヘ居候次第、終日双方白眼シ合ヒ、頓ント一統死地ハ此所トアキラメ居申候、」

〔忠義⑤五九頁〕「六番隊ハ右ノ方人家裏ヨリ狙撃セントス、五番・六番隊長・監軍隊長・御軍賦役等之ヲ議ス、而敵味方互ニ白眼合フ処、敵軍四人進来ル、椎原出テ応接ス、」

〔忠義⑤六二頁〕「六番隊ハ右ノ方人家裏ヨリ狙撃ノ賦ニテ、手配モ五番隊・六番隊・監軍隊・御軍賦役^{（甲九）}：談ノ上、右ノ通取究相成居候、互ニ暫クハ白眼合居候処、敵方ヨリ四人応接ニ参ル、」

〔玉里⑥二四八頁〕に、「白眼」に対して「ニラミ」のルビがあることから、〔市来④四二・四三頁〕の「白眼ミ合ヒ」は「くらみあヒ」と読む事が分かる。

その他、「玉里⑧四九頁」「白眼合」・「忠義②七八三頁」「白眼シ合ヒ」・

「忠義⑤五九頁」「白眼合フ」なども全て「ニラミ」と読むのであろう。

『日本国語大辞典』第十五巻には「睨合^{にらみあ}う」の漢字が当てられているが、用例の中には「浮世草子・好色五人女」「白眼^{にらみ}ひて」^二、二葉亭四迷の「浮雲」に「疾視^{にらみ}合はした」(五三三頁)、「日本書紀」に「邪睨^{にらみ}て」^一、「日本霊異記」に「睨^{にらみ}ミ」(五三四頁)などが上がっている。

白眼は「はくがん」や「しろめ」とも読むことができる。人を冷淡視することを「白眼視」などと言うが、これは「晋書」「阮籍伝」「青白眼」の故事から来ている。「はくがん」は「目の白い部分を出して見ること。気に入らないものを見る目つき。にらむ目つき。冷たい目つき。しろめ」(『日本国語大辞典』第十六巻、一七一頁)を表す。反対は「青眼」で、「自分の好む人を迎える時の、うれしい心のあらわれた目もと」。(『日本国語大辞典』第十一巻、五七六頁)のことである。

「玉里⑥一四四頁」は洋人の「黄眼」に対比されるので、「しろめ」であろう。こう読めば、「眼球の白い部分。眼球で瞳孔、虹彩を除いた部分。白目玉。」(『同前』一〇六頁)のことを言う。

二七 く年跡 くねんと

「市来⑤一〇頁」「石州浜田亀井隠岐守(中略)様ヨリ為援兵五十人山口へ被遣、又芸州堺小瀬川口へ長州ヨリ砲台筑立方二付、浜田ヨリ御加勢夫八十人被差出、其上月二一両度ツ、山口へ御見舞ニ御越シモ有之(中略)、至テ御親之由、何故右通御親ニ候哉ト云フニ、今ヨリ十五年許跡ニ浜田御城焼失之節、萩ヨリ御米三千俵・鎧五拾領、其外御番所備付用之武器類被進候儀共有之、」(「玉里③三三三頁」)「忠義③三三三頁」も同文)

「市来⑤二九六頁」「去ル十五日尾州大総督大坂ノ様出発相成リ、越前副総督^(松平茂昭)ニモ九州へ向ケテ発向相成候、且又此四五日跡佐賀閑叟殿上京、二条関白殿

下へ参殿、」

「鎌田②三〇二頁」「一南村横目川枝伊右衛門三四年跡横目申付候受誓詞として今日参、於役所上村半兵衛殿見届ニて誓詞相済候、右二付為札中紙沓束料差出候也、」

「鎌田②三〇七頁」「一七ツ時分永山清兵衛殿一刻入来ニ^而候也、但七八年跡此方名寄帳沓冊桂内記殿借用ニて、竹下仁左衛門方へ取納借ニ遣有之候処、此節取返相成、今日名寄帳清兵衛持参ニて相受取候也、」

「鎌田③八〇九頁」「一此以前役人助申付置候森田十郎太事、段々不宜儀有之三ヶ年跡勤方差免置候得共、全体東郷家弓術致取次居候付、」

「玉里①二七三頁」「此段ハ私より強^而願上呉候様、頻ニ承り候、尤私愚存ニも、当分ハ一同之人氣被為取候処、金銀よりハ大切と奉存候、殊ニ長州杯ハ、両三年跡隣国石州浜田御困究ノ砌、米沓万石借用、其後退米ノ段ニ及候得共、進し切ト申事ニ^而、当分ニ^而ハ長州ヲ浜田より本家同様ニいたし候由、亀丸様ニハ因州様御末家ノ事ニ^而有之、」

「玉里⑦一一八頁」「其折節、晋侯強見孫林父焉、晋ノ君強^而強テハツヨク押切ルコト、ヲシ切テ孫林父ヲ見シム、此孫林父ハ衛ノ家臣孫林父、八ヶ年跡ニ衛ヨリコノス、ム晋国へ来奔致シ、方今晋国ノ御世話ニ相成居り候処、幸ヒ衛君参ラレシコト故、晋侯取扱ヲ以テ平ニ衛国へ帰参ノ儀」

「玉里⑨一四五頁」「右ニ付^而ハ初メ加治木よりおよね様ヲ御断ニ^而、こなたより被為入候てしごうく何かくたる水よりうらみのもやうゆへ、熊印様の御為と存上候て、五六年跡よりこなた^江およね様ヲ御もらい被下度しきりニ御願ニ付、熊印様^江御うらみニ^而も御さ候てハよろしくなくと存上、」

「法令①四六一頁」「八九年跡迄ハ百姓迄ヲ御買入被仰付、諸郷へ賦付申渡候処、御買入ニ付^而ハ一統相嫌、望出候者無之、」

「法令①五二九頁」「蔵役人琉人へ金銀ヲ以會^而不相渡様、館内立入之者共へモ稠敷申渡、自然相背者有之候ハ、琉人^者勿論、相渡候者迄モ屹被仰付様

モ可有之旨、六ヶ年跡子年被仰渡置候処、今以琉球へ小判其外金銀錢段々相渡候様聞得之趣有之候、」

〔斉彬②四二頁〕「六挺砲漸々出来候間、乍不出来進上仕候（六挺銃進呈ノ事実ハ、集成館ノ条ニ詳記ス）、是ハ四五年跡、中山へゼルマニヤ船渡来ノ節、薪水等遣候返礼ニ国^{國王}元へ贈物ノ内ニ御座候テ、中山王ヨリ内々到来仕候筒ノ写ニ御座候、」

〔忠義②九一九頁〕「爰許風俗ノ儀余程衰微仕候ニ付、六七ヶ年跡ヨリ土風盛ニ奮発仕候様、精微ニ同意ノ人数ニテ吟味仕、組頭役場へ数度申出候得共、」

〔忠義②九二三頁〕「此式夜ノ儀ハ六七ヶ年跡ヨリ相企居候処、矢張当分迄モ能行レ罷申候、」

〔忠義②九三五頁〕「土民昼夜勉強仕、偶砂糖致製造上納仕候而已、別ニ代米被成下漸両三年跡ノ代米相下り候位ニテ人氣甚不宜、」

〔名越②四〇九頁〕「先日今和泉西平屋敷之杉穂貫ヒ為取置候ニ付七百五拾本今日差方イタシ候、惣テ原之畠脇ニテ候、此式十四五年跡ヨリ追々差又ハ植付候杉、当年迄ニテ三千本余根付居候半ト存候、」

〔名越③一三九頁〕「朝鮮より御持越^而吉野橋口^江御植付之松本三枝有、六七ヶ年跡ニ大風之節一枝吹折、又今日一枝吹折既へたおれかゝり屏五間位崩ル、」

〔名越④一三三頁〕「此四十年跡までハ女子十八九迄も竹馬に乘て門に遊び、男の子もさだまつて廿五にて元服せしに、かくも世話敷變る世や云々^{シカ}」、按るに、四拾年跡といへるハ正保の比にあたり、正保ハ今文化十年より凡百六拾七ヶ年程前也、」

〔名越⑤八〇頁〕「質素・節儉ニ有之候様と之趣^者度々被仰出、就中四ヶ年跡辰年衣食等之事ケ条立を以被仰渡趣有之、」

〔名越⑦一〇二頁〕「九ツ過より梅田家へ参候得^者仕合之卷貰ひ候、拙者八ヶ年跡亥年ニ仕相之卷^者御伝授可被成旨、」

〔名越⑦二六九頁〕「独りして月を詠めしに、共にミしこともありしと思ひつ

らねて霜月懷旧の心を、三年跡はゝその森ハ枯てしもむかしなからの月やとるらん」

〔市来①六七頁〕「又波之上と云所に護国寺と云真言宗之寺あり、鹿府大乘院末寺之由、此所に英人伯徳^{ヘン}令と夷人在留したりしか三年跡に帰国したるよし、」

〔市来①一二七頁〕「三郎様思召^而御下被成候由、大奥女中ニ煩人多く皆宿許下り被仰付候、我等^二者八ヶ年跡流行之折ニ相済候、」

〔市来⑤一〇頁〕は石見国浜田と山口が非常に親しいことを上げて、何故このように親しいのかという理由を述べた行^{くだり}である。それは今から「十五年許跡」に浜田城が焼失した時、萩から米三千俵、鎧五十領、その他番所に備え付けの武具などを援助してくれたからであるという。つまり「十五年許跡」というのは、浜田城が焼けたのが現在（元治元（一八六四）年）から十五年ばかり「後」ではなく、現在から遡って十五年ばかり「前」のことでなければならぬ。このように「跡」という言葉は、ある時点から遡ってみた過去を指す意味で使用されているのである。

ちなみに元治元年から十五年ばかり前は、嘉永三（一八五〇）年頃に当たる。この頃、浜田城が焼けたという事実はない。但し、嘉永三年十一月の「浜田城要図」（『日本城郭大系 第十四巻 鳥取・島根・山口』二三八頁、新人物往来社、一九八〇年）によれば、浜田城の石垣四箇所に孕みがあるので、元のよ^うに修補をしたいと願っている。あるいはこのことが関係するのであろうか。

「あと（後）」は『日本国語大辞典』第一巻によれば、「時間的な後。ある事柄があった後。以後。のち。」という意味と、「現在から振り返ってみた過去の時点。以前。前（まえ）。さき。」（三三八頁）とある。正反対の意味で使用されることがあるのである。「後」は「跡」と読みも同じであるので、同様に使用されたものと思われる。

しかし、「跡(あと)」には時間の前後を意味する用例はなく、「手本とすべき過去の事柄。先例。故実。」などがあるだけである(『日本国語大辞典』第一巻、三四〇頁)。

次に、確実な年代が判明する史料を幾つか検討してみたい。「法令①五二九頁」の史料は「天明五(一七八五)巳十月廿五日」である。この時点から直近の子年は、前の「安永九年(一七八〇)子年」と、後の「寛政四年(一七九二)子年」がある。文脈からこの場合は、六年前の「安永九年(一七八〇)子年」でなければ意味が通じない。つまり「六ヶ年跡子年」というのは、六年前の「安永九年(一七八〇)子年」のことを指すのである。

〔名越④一三三頁〕の事例は、貞享三(一六八六)年印本の「一代女」一之巻の一節である。「四拾年跡」というのは正保の頃に当たるといつている。貞享三年から四十年「前」は正保三(一六四六)年に当たる。更に「按るに」以下は別人の筆になるが、ここでは「正保ハ今文化十年より凡百六拾七年前」と言っている。文化十(一八二三)年から一六七年前は正保三年に当たる。「時間的前」を表す言葉として、「跡」と「前」が併用されていて興味深い。

〔名越⑤八〇頁〕の日付は弘化三(一八四六)年午二月である。この前の辰年は弘化元年(一八四四)、後は安政三(一八五六)年となる。従ってこの場合も、「四ヶ年跡辰年」というのは後者ではなく、ぴったり四年前ではないが前者を指すものと考えられよう。

〔名越⑦一〇二頁〕の日付は弘化三年七月七日で、ここから「八ヶ年跡」の亥年は天保十(一八三九)年の亥年が該当する。弘化三年より後の嘉永四(一八五二)年の亥年ではないことは明らかである。

以上見てきたのは「〽年跡」であったが、「年」が「目」になっても同様である。例えば、〔鎌田①一四三頁〕「六月廿日、晴天、今日九ツ比より島津丹波様三日跡御死去被成候ニ付、悔ニ玄官迄参、則帰ル、」とあるのは、島津丹波がこの日から三日「後」に死んだのでは全く意味が通らない。これは三日「前」

に死んだので、この日玄関までお悔やみに行ったと言う事になる。

一方、「後」の方はどうか。史料上「〽年後」という表記が屢々見えるが、この場合は時間的に「後」を指す場合が多いようである。つまり「〽年後」というのは、「〽ねんご」と読ませるのであろう。「〽年跡」は「〽ねんあと」としか読めず、この場合は時間的に「前」を示しているのである。因みに『大漢和辞典』で「後」(巻四、八二九頁)・「跡」(巻十、九一二頁)を調べてみても、時間的に「前」を示す意味は見当たらない。

二八 込入 こまりいる

〔市来⑤七五頁〕「此節下リニ相成候テハ甚込入候間」

〔市来⑤六八頁〕「堂上方之处長藩一味之方多ク込入タル事ニ御坐候」

〔市来⑤二二頁〕「何分御無欲ニ御辞退被遊ニ者込入事ニテ、」

〔市来⑤二六二頁〕「因循ニ流レ込入申候、」

〔鎌田②一八・一九頁〕「此方吉田大原抱地、御祖父様市田美作殿方へ御売切被成候処、彼所居住家来共別^而込入居候ニ付、」

「込入」は〔市来⑤六八頁〕の「込入タル」や〔市来⑤二六一頁〕の「込入申」などの事例から考えて、「こまりいる」と読まれたものと思われる。

『日本国語大辞典』第八巻・『古文書用字用語大辞典』・『近世古文書用字用語辞典』(佐藤孝之・天野清文編、天野出版工房、二〇二四年)などに、このような使用例は掲載されていないようである。『日本国語大辞典』第八巻に見えるのは、「込入」を「こめいる」と読んで、「とじこめる。おし込める。取りこめる。」(四〇二頁)意とある。

右の用例の他にも県史料には多数の使用例が確認できる。その中でも、例えば〔鎌田②一八・一九頁〕の「込入^⑧」のように「込」に対して「困」の行間注を付したものがある。また、『西郷隆盛全集 第一巻』にも用例が見られるが、

ここでは「^三込り入り」に対して、頭注で「^三困り」を付している（四一九頁）。また、『日本国語大辞典』第八巻には、「内に置かれる。入れられる。中にある」という意味の「こまる」に対して、「込」の漢字が宛てられている（三八九頁）。

「入」が見えないが例えば、「『始良市誌史料八』一五三頁」に「今日雨天^而込り居候、」とか、「『始良市誌史料十』一三七頁」「二年三年入牢候^{而者}、其身ハ何様とも、親類与中杯飯米入附等二込り果候半、」などは文意から考えて、それぞれ「こまりおり」・「こまりはて」と読ませるのであろう。

二九 正辰 せいしん・しょうしん

〔市来③一三八頁〕「貴久公ノ徳望（中略）ハ譬フルニ者ナク、貴賤老幼トナク 大中公ト尊崇シ、毎月廿三日ハ参拝ノ者多ク、中ニモ六月二十三日ハ正辰日ナルヲ以テ、皆正服シテ参拝スルノ習慣ナリ、」

〔市来④二五八頁〕「家康以来代々ノ正辰又ハ月辰ニハ、全国一般重軽罪ノ処分停止、又誕生日ノ如キモ同シ、」

〔市来⑤三二頁〕「六月十八日、忠久公御正辰ニ付浄光明寺エ御家老御代拝、」
〔斉彬③七九三頁〕「社地ハ南泉院趾ナリ、忠義公（当時茂久公）・久光公御一同御側役中山中左衛門、大久保一蔵、其他数名ヲ具セラレ、二ノ丸穴門ヨリ御出アリテ、社地撰定セラレタリ（文久三年十二月廿八日、即チ公御正辰例月祭日ナリ）、」

〔忠義公⑥八五四・八五五頁〕「具視奉命西下申、今日奉値先朝御正辰候ニ付、感慨之余、愚意尊卿迄申進候、（中略）今日偶然奉値先朝之御正辰候ニ付、古往今来不能無感慨候、（中略）勿々頓首、十二月二十五日」

〔市来⑤三二頁〕の編集の時点で、「正辰^{せいしん}」が『大漢和辞典』巻六では「正しい時」（六六八頁）とあり、同じ読み方をする「生辰^{せいしん}」（生まれた当日、生

日）と混同したものと考え、行間に「（ママ）」を付していた。しかし、この文脈は、「島津忠久の「御正辰」であるので、忠久を祭っている浄光明寺へ家老を代拝に立てた」というものである。つまりこれは忠久が亡くなった日を言っている可能性があると考えた。そこで『島津氏正統系図』を調べてみると、忠久の没日が嘉禄三（一二二七）年六月十八日とあることから合致する。

同じように、「市来③一三八頁」にあるように島津貴久の正辰日が六月二十三日であるというのは、『島津氏正統系図』によれば、貴久は元亀二（一五七一）年六月二十三日に亡くなっているのでこれも一致する。

〔忠義公⑥八五四・八五五頁〕は「先朝」（孝明天皇）の「御正辰」についての記述で、この岩倉具視の書翰は「十二月二十五日」付けである。孝明天皇は慶応二（一八六六）年十二月二十五日に亡くなっているのでこれも合う。

具体的な月日があるわけではないが、「市来④二五八頁」も興味深い。すなわち徳川家康以来代々の將軍の「正辰又ハ月辰」には、全国一般重軽罪の処分を停止し、又（將軍の）「誕生日」（誕生日）の如きも同じだと書かれている。

つまり、「正辰又ハ月辰」とは、「誕生日」に対比されるもの、即ち死亡した月日を示すのではないかという推測が成り立つ。同書には他に、「誕辰・月辰・皇辰」も見える。「誕辰」は「御誕辰六月十四日」とあり、孝明天皇の誕生日六月十四日のことを指している。「月辰」は「市来④二五八頁」にある通りで、「正辰」が死亡した月日（祥月命日）であるとする、「月辰」は毎月の死亡した日（月命日）を指すものと思われる。「皇辰」は、將軍の「正辰又ハ月辰」には、全国一般重軽罪の処分を停止しているのに対して、「天長節其他皇辰ノ日」にはそれを停止していないという文脈で使用されている。天長節は「天皇誕生日の昭和二〇年（一九四五）以前の呼び方」（『日本国語大辞典』第十四巻、三五六頁）をいうので、「皇辰」は天皇誕生日などの祝日と同じような皇室にとつて目出度い日という意味なのであろう。

以上の事例から、「正辰」とは「死亡した月日（祥月命日）」を言うことが

確認できた。他に例えば、「御正辰とは歴代皇霊の崩御の当日を申し」（大日本禮典學會編『神社神道祭祀原理』四九頁、法文館書店、一九一八年）、「正辰（死者の本月本日云ふ）」（大日本禮典學會編『神職宝典』五三頁、法文館書店、一九一八年）などの事例が見出せる。

但し、「斉彬③七九三頁」にある十二月二十八日は様相を少し異にする。島津斉彬の死亡は安政五（一八五八）年七月十六日でこれに合わない。現在、照國神社の「例祭」は十月二十八日となっているが、これは斉彬の誕生日である文化六（一八〇九）年「九月二十八日」を太陽曆に直して「十月二十八日」としたものであるという（三輪磐根『照國神社誌』一六九頁、照國神社社務所、一九九四年）。「斉彬③七九三頁」には斉彬の「御正辰例月祭日ナリ」と言っているの、つまり誕生日である「二十八日」を祝っていることがわかる。従って、ここに見える「正辰」は誕生日を表す「生辰」の誤りの可能性が高いと思われる。

なお、斉彬の命日「七月十六日」は、照國神社では「頌徳祭」と呼ばれ、昭和四（一九二九）年から中祭祀により祭儀が行われている（『照國神社誌』一七四頁）。

三〇 職而斯由・職而由此 もととしてこれによる

〔追録②四七〇・四七一頁〕「爰以或名蒲牢又稱華鯨者職而斯由也、」
〔前編①一二六頁〕「右 近日都鄙罷騷擾^{（金助カ）} 丁壯苦軍旅、俗之凋弊、職而斯由、」
〔前編①七一五頁〕「爰近年不叙用引付等奉書、不及請文、徒涉旬月、多累催促、愁鬱之輩不可勝計、政道之違乱、職而斯由、」（「家わけ①五六八頁」も同文）

〔諸氏③六六七頁〕「近日以威勢悉致□□之類有其聞、諸国擾乱職而由比、」

「職」を漢和辞典で調べてみると、意味に「もとより。もっぱら。主として。」、

人名読みで「もと」がある（『旺文社漢和辞典』八九八頁）。『古文書用字用語大辞典』によれば、「職而斯由」は「もととしてこれによる」と読み、「ある状況や事柄の原因をとりたててさし示す時に用いる。これが原因であるの意。」（四七二頁）とある。「職而由此」「職而此由」「職而由之」などとも書かれることがある。

三一 大地 だいじ

〔法令②三一七頁〕「薩州 福昌寺 煩代 深固院 右、一位一代乗輿独礼、願之通、献上物且御暇拝領物御礼且朱網代代乗輿ノ儀モ松平薩摩守ヨリモ申上、九州無双ノ大地ノ上、淨巖院様御入寺モ被為在候儀、」

〔法令②三九六頁〕「但、前方ハ諷經相濟、門首並大地ノ寺院ヘハ二汁四菜或ハ二汁二菜ノ御料理被下、座見廻兩人ツ、被仰付候処、先年福昌寺焼失、仮寺家ニテ座敷差廻候付不被下候ニ付、此節モ不被下候、」

〔玉里③二六二頁〕「山上より大里・田浦辺^并長州地一面ニ見渡し、形勝之地ニ^而、其辺を足立村と唱へ、大地之寺院・脇坊^并民家も烟立ち、兵士屯所によるしき場所と見受申候、」

〔斉彬②五四四頁〕「但諸国録所掛其外末寺ハ無之候トモ、本寺モ無之一本立候類之大地或ハ寺格宜分ハ、時宜次第是又長門守方ヘ可申聞事、」

〔斉彬②六二五頁〕「一録所・掛所其外末寺ニ無之候デモ、本寺モ無之一本立類ノ大地ハ勿論、其外共寺格ノ次第可申立事、」

〔斉彬③七六二頁〕「何故須禰壇ノ設無キ哉ハ心得サル旨言上セシニ、別ニ訳アリテ設ケサルニアラサルヘシ、スル大地^{寺カ}ニ須禰壇ナキハ不都合ナリ、取建願出ヨトノ御言ナリシニ仍リ、御建設願ヒ出程ナク出来セリト、」

〔忠義④一三五頁〕「千眼寺ハ鹿兒島西田村ニアリ、黄檗禪寺ニテ、寺祿五百石ノ大地ナリ、安永ノ頃大信公^{（本）（重業公）}ノ創建セラレ、尋テ金剛定公^{（本）（金興公）}天保ノ末更ニ土木ヲ興シ、美大ノ禪閣ナリキ、（中略）千眼寺ハ真先ニ廃セラル賦ナルヲ、

関係ノ役人ヨリ内諭シテ、帰俗ヲ願セタル者ナリ、大地ノ廢寺ハ是ヲ剋トス、」
〔名越⑦一五七頁〕「扱本仏寺後住の御沙汰有、法花宗に大地なければ、此一宗の出家より如竹を開基とし寺を被建置候様ニ願も有之候得共、如竹より御城の隣無用の寺被建置候儀いらさる事候、」

〔市来④二四八頁〕「一芸州広島之仏護寺ハ一向宗之大地ニテ、長藩トハ間柄ニ候処、山口築城ニ付金一万両寄附イタシ候由、一萩之一向宗清光寺ハ長侯ト一門ニテ、両国随一ノ大地、右之外長防ニハ一向宗ノ大地余多有之由、」
〔忠義③二七一頁〕〔玉里③二五九頁〕も同文

〔市来④二五一頁〕「一城之東手半里許ノ所ニ妙見山ト申所、少シ引上リタル地形ニテ、前面ハ平田、海ニ続キ後ニ山アリ、山上ヨリ大里・田浦辺^并長州地一面ニ見渡シ形勝之地ニテ、其辺ヲ足立村ト唱へ、大地之寺院脇坊^并民家モ煙立、兵士屯所ニ宜シキ場所ト見受申候、」〔忠義③二七四頁〕も同文
〔季安⑧四六七頁〕「又候申上候、洗心山悟性寺之事、開山龍慶和尚、年月時日者慥ニ相知不申候、以前者大地ニ而代々和尚伝来之寺ニ候、」

〔県史料集③『新田神社文書』八二頁〕「国分寺留守左衛門尉右近將監迎阿先夫、川内国分城主天満宮別当職、薩摩国高城郡国分寺ハ聖武天皇天平年中御建立一國一寺之大地、同所天満宮村上天皇心和三癸亥御建立、」

ここである「大地」は必ず寺院との関わりで使われることが多い言葉であるので、「大寺（だいじ）」（「構造や僧侶の数など規模の大きな寺院。主として堂塔の修理費や衆僧の供養料が国より支給された官寺。おおでら。」（『日本国語大辞典』第十二巻、五五七頁）のことを指しているものと思ひ込んでいた。実際に「地」に対して「寺力」という行間注を付したものがあり、それで意味も通じる。

ところがある時、島崎藤村『夜明け前第一部（上）』（岩波文庫）を偶々読んでいたら、「方丈には、あの隠居和尚が六年もながめ暮らしたような古い壁

もあって、そこには達磨の画像が帰参の新住職を迎え顔に掛かっていた。「寺に大地小地なく、住持に大地小地あり。」この言葉が松雲を励ました。（八三頁）という一節に出くわした。小説にこのような表現があるということは、「大地」は「大寺」の書き間違いではなく、正しく使われている言葉である可能性が出てきた。

そこで、「地（じ・ぢ）」を辞書で調べてみると、「④菩薩修行の階位階梯。」（中村元『広説仏教語大辞典中巻』六一五頁）、「住位。仏教で、修行上の段階。」（『日本国語大辞典』第九巻、三三八頁）という意味があることが分かった。

更に「大地（だいじ）」には、「①見道以上の菩薩の階位を十地に分けるうち、高位を大地という。②大地のこと。③仏教の実践を成立せしめる根底。」（中村元『広説仏教語大辞典 中巻』一一一四頁）という意味があった。この①が各史料に見える「大地」の元々の意味なのであろう。そこから派生して、寺院の「格」「位」を表すような言葉として使われ、更にそれが発展して人間の「器」を示すような言葉としても使用されている。

従って、「大地」は「大寺」として読んでも意味は通るのであるが、もともと厳密に言えば、この言葉は仏教由来の言葉であるので、「大寺」にしてしまうと折角の言葉の雰囲気損なわれてしまうことになる。やはりこれは、「大地」のままにしておく方がより良いと思われる。

三二 火門へ針ヲ打

〔市来⑤二〇二頁〕「且大砲へハ悉ク火門へ針ヲ打、暮六ツ時ニ至リ上陸ノ人数不残帰艦、」

〔市来⑤二〇三頁〕「大砲三拾五不残上陸ノ士卒火門へ針ヲ打事、」

〔玉里③六一二頁〕「且大砲^江は悉く火門^江針ヲ打、暮六ツ時ニ至リ上陸之人数不残帰艦、」

〔玉里③六一三頁〕「大砲三拾五不残上陸之士卒火門^江針を打事、」

〔市来⑤二六四頁〕「戦終シ後夜ニ入りテ「ヘルシユース」船も和蘭「メデエサ」船ノ船將上陸シテ、砲台三ヶ所ノ大砲ニ悉ク釘ヲ打タリ、」

〔玉里②三二八頁〕「五ヶ所台場之炮の火門^江針を打、彈丸・火薬は海中^江投し、奥之方^江進ミ候所、堂のとき所に兵卒の屯所と見得候場所所有之候ニ付、」

（〔玉南①一六五頁〕も同文）

〔玉里③五五二頁〕「長州方台場居付之大砲都^而異船^江掠取候、不用之筒は打潰、又は火門ニ釘打込ミ、或は海中^江投没いたし候、」

〔玉南①七九一頁〕「其内に大砲二百挺有りしか、火門には残らず釘を打込て復ひ用る事能さる様に為し置けり、其外玉薬及び大砲に附属の器若干有りし、」（〔玉南②三一・二七三頁〕も同文）

〔玉南②五五七頁〕「且味方立退候節取残し候大砲類^江プリンデボート火門釘打置候間、急速用立兼候故ニ候哉、」

〔西南①九一七頁〕「春日艦等ノ水夫ハ、各所ノ砲台ニ上り砲架ヲ破潰シ火門ニ釘ス、」

〔西南③三九八頁〕「遂ニ砲台ノ砲架ヲ毀チ火門ニ釘シ用フル能ハサラシメ、」
〔市来③六九頁〕「而シテ檀ノ浦砲台初ニ破レ、兵士モ這々山手ニ遁去リ、其時夷人ハ脚舟ヨリ砲台ニ上陸シ、大砲ノ火門ニ釘ヲ打チ、火薬ハ海中ニ打捨、小銃或ハ旗槍ノ類ハ本船ニ運ヒ、次テ夷人ハ砲台近辺ノ民家ニ放火シ、而シテ徐々ト本船ヘ引取り、」（〔忠義②四一八頁〕も同文）

〔公爵島津家編纂所編『薩藩海軍史下巻』六三九頁（原書房、一九六八年）〕

「台場筒の火門に釘を打たしめ、」

〔『同右』六七六頁〕「大砲に火門針を鎖して上陸せんとす、」

〔『同右』六八三頁〕「大砲七門の内六門丈けは火門に釘を打込候得共」

〔『同右』七〇〇頁〕「吾砲台又敵の間者の為に砲の火門に釘を打込れて用ゆる能はず、」

〔『同右』七七五頁〕「賊の台場に忍込、大砲の火門に釘を打込、官軍に申出候段」

〔『同右』八〇三頁〕「然るに未だ陸兵進入せず、不得已我艦より士員を遣し台場筒の火門に釘を打しむ、」

「火門」とは、「鉄砲の火を付ける口。火口（ひぐち）」（『日本国語大辞典』第五卷、一六〇頁）、「鉄砲の発火する火口。ひぐち」（『大漢和辞典』巻七、三七〇頁）を言うところ。両辞典には鉄砲しか記載がないが、右の各史料にある通り大砲にも火門はある。

〔西南③三九八頁〕などからも明らかな通り、大砲の火門に釘を打つという行為は、その大砲が再び使用できないようにするために行われた。このような行為を英語では「spike」という動詞で表現し、「【他動詞】（大砲の）火門に釘を打つて撃てぬ様にする（旧式大砲の最も簡便な破壊法）」（齊藤秀三郎『熟語本位英和中辞典』一二六〇頁、S.E.G. Publishing Department、一九二八年）ことを意味した。

問題は「釘」を打つのか、「針」を打つのかという点である。使用数から言えば「釘」が多く、「針」は少数派である。「釘」も「針」も字体が似通っており、間違つて書かれた可能性も充分考えられる。

「火門針」も実際に使われていたようで、例えば、「装填を終つたならば、火門針で装薬囊を刺し、火門に門線又は門管を装する。」（莊司武夫『火砲の発達』一〇八頁、愛之事業者、一九四三年）とか、「銃の手入れに使う火門針^{エペシレット}を、真鍮の針金で編んでいました。」（実村文「カルメンという名の不自由」ピーター・ブルック『カルメンの悲劇』の功罪を問う）五九頁、『明治大学教養論集』五一〇号、二〇一五年）などである。「エペングレット」はフランス語の「epingle」のこと、『ロンスイス仏和辞典（第三版）』（三省堂、一九七二年）によれば、「【兵】火坑針（四三三頁）とある。「火坑」は「火のあな」（『大漢和辞典』巻七、三六〇頁）のことで、「火門」とほぼ同義だ

と思われる。

三三 発揮ト はきト・はつきト

〔市来⑤二九二頁〕「一肥前閑叟公此節之御上京^者、各藩頻ニ疑惑ヲ生シ居候、尤、真贋^者発揮ト不相分候得共、前広別紙通之御国触書モ致流布居候付」(「玉里③六九一頁」と「忠義③五六八頁」も同文)

〔玉南①三二八頁〕「一官軍は惣勢^并人足等ニ至迄**発揮**と可相分合印可用候、御番士は猶更組々夫々ニ耽と取極置可申事」

〔斉彬②五〇一頁〕「一船中破損箇所、諸道具ノ損、又ハ御買入相成ヘキ品数等、銘々請持之モノ、巨細帳面ニ認置、**発揮**ト相分り候様致シ置可申事」

通常、「発揮」は「表す。ふるい起こす」(『旺文社漢和辞典』七七六頁)、「持つている力や特性などを十分に外へ表し出すこと。また、ふるい起こすこと。」(『日本国語大辞典』第十六卷、三〇一頁)の意に用いることが多いが、これを右の用例に当てはめてみても意味が通らない。

「発揮」の読みは「はつき」であろうから、「発揮ト」は「はつきト」と読めることになる。「はつきと」は副詞で、「確かであるさま、明らかであるさまを表す語。はつきり。」(『日本国語大辞典』第十六卷、三〇二頁)とある。また、「はきと」も「「はつきり」に同じ。」とあり(『日本国語大辞典』第十六卷、一六三頁)、つまり「はつきと」＝「はきと」＝「はつきり(と)」ということになる。ちなみに『日本国語大辞典』第十六卷には「判然」「確定」で「はつきり」と読ませている例文を掲示している(三〇二頁)。

右の例文はいずれも「はつきり」という意味で使用されていることは明らかであろう。しかし、ルビがないので厳密にどう読んだか分からない。例えば、弥爾著、中村敬太郎訳『自由之理』第二冊下、三五右頁(木平謙一郎出版、一八七二年)では「ハキと」、稲垣湛空『法海一瀾』八八左頁(春熙草堂、一八

七七年)では「ハツキと」とルビが振つてある。

三四 乗切 のりきり

〔斉彬②二二頁〕「嘉永七年正月十二日、一伊豆大島沖へ、異国船追々相見得候注進有之、則ヨリ**乗切**等(見屈ノ為メ騎行)被差出、且又竹下清右衛門・深見休八(警衛方報知役)諸見聞ノ為、浦賀へ被差出候(竹下・深見ノ二名ハ警衛員ノ中ニ在テ、事情探聞方ナリ)」

〔斉彬③一二八頁〕「指宿二月田御入湯中ノ形況、安政五年戊午三月六日、朝六ツ時御供揃、御**乗切**ニテ指宿二月田へ被為入、御滞在、御入湯、同四月九日又御乗切ニテ御帰殿、御**乗切**トハ御馬ニテ御供ノ者モ皆馬上ナリ、常ニ御光悦ハ中途御休泊等ノ準備アリテ、沿道ノ各郷夫役其他費用少カラサル故、斯ク簡易ナルニハ幾干力節候、且ツ民間ノ幸ナリシヤ知ルベカラス、」

〔忠義①九〇二頁〕「此度御改革ニ付、万石以上ノ方々勝手次第**乗切**御登城御免被仰出候、」

〔忠義③四〇二頁〕「十八日ノ夜一橋公再ヒ参内ノ時ハ家来二人・別当二人ニテ**乗り切り**、中立売御門ニテハ自身二名乗り御乗通り被成候由、ケ様少人数ニテ御**乗切り**被成候ハ、」

〔市来④一二頁〕「江戸ヲ発シ、武州生麦村ニ至リシ時、英国ノ士官(中略)馬上ニテ駆来リシカ、頓テ島津家ノ行列ヲ**乗切**ケルニ、先供ノ士卒其無礼ヲ怒リ、即座ニ三人(中略)斬殺シ、英夷力無礼ノ大略ヲ幕府ニ届テ、其儘威気整々トシテ京師ニ赴キケリ、」

「乗切」の事例は他にも県史料に多くあるが、意味を考える上で理解しやすいものを掲げた。〔忠義③四〇二頁〕に「**乗り切り**」とあることから、「乗切」は「のりきり」と読まれていたことが分かる。

それでは「乗切」とは何か。『日本国語大辞典』第十六卷によれば、「のり

きり」と読んで、「①乗りとおすこと。乗ったままであること。のりづめ。②昔の戦術の一つ。敗退する敵勢の中に馬を乗り入れて分散させ追い討つ方法。③大河などを騎馬、船などで押し渡ること。④のりおとし（乗落）に同じ。」（六八頁）とある。また動詞としてこれを「のりきる」と読んで、「①乗ったままで向こうまで行ききる。乗ったままで最後まで行く。船などに乗って越える。②困難などにうちかかって、やりとおす。のりこえる。切りぬける。③航行中の船が他の船に衝突して、船体を突き破る。」（六八頁）とある。しかし、右に上げた史料に見える「乗切」はこのような解釈では少し意味が通じないようである。

〔斉彬③一二八頁〕には、斉彬が「乗切」で指宿二月田に行き滞在して温泉に入り、およそ一月後再び「乗切」で帰殿したという記事に続けて、編纂者である市来四郎の補注がある。そこには、「御乗切トハ御馬ニテ御供ノ者モ皆馬上ナリ、常ニ御光悦ハ中途御休泊等ノ準備アリテ、沿道ノ各郷夫役其他費用少カラサル故、斯克簡易ナルニハ幾干力節儉、且ツ民間ノ幸ナリシヤ知ルベカラス、」とある。つまり、「乗切」とは馬に乗ること、供の連中も皆馬を使っていると言っているのである。

また、〔斉彬②二二頁〕では伊豆大島沖に来航した異国船を見分するために、「乗切等」が差し出されたとあり、その補注として、「見屈ノ為メ騎行」とある。これも馬に乗って行ったということである。その他事例として上げている史料は、馬と関係しているものが多くある。

更に「乗切」にはもう一つ意味が加わる。〔忠義①九〇二頁〕は「官武通紀」からの記事であるが、「此度御改革ニ付、万石以上ノ方々勝手次第乗切御登城御免被仰出候、」という部分からは、「乗ったまま」の登城が許可されたというニュアンスが読み取れる。また、〔市来④一二頁〕は英国の土官が馬に乗ったまま駆けてきて、そのまま島津家の行列を横切ったという意味であらう。有名な生麦事件の発端である。

〔忠義③四〇二頁〕では、元治元年八月十八日の夜に、一橋慶喜が再度参内した時の模様が書かれている。すなわち「家来二人・別当一人ニテ乗り切り」、中立売御門では自ら名乗って「御乗通り」なされた。このように少人数で「御乗切り」なされるのは、常に長州人やその他浪人達がね躬ねつてゐるからだである。「乗通り」とは「乗ったまま通る」ということであらう。その理由を述べる直後の部分に見える「御乗切り」は、「御乗通り」の言い換えと解釈できる。つまり「乗切」には「乗ったまま通る」という意味が含まれていることが分かるのである。

以上見てきたように「乗切」には、「馬に乗ること」と「乗ったまま通る」という二つの意味が含まれている言葉であることが確認できた。このような用例が辞書に見えないか調べてみると、『ことばの泉…日本大辞典』（落合直文著、大倉書店、一八九八年）に、「のりきる（乗切）」として「①乗りとほす。乗りつむ。②馬を止めず乗り過ぐ。③独りすすみて、事にあたる。俗語。」（一九四頁）、「のりきり（乗切）」として「乗りきること。のりどほし。」（同右）が見える。明治の三十年頃までの国語辞典には、「馬に乗ること」と「乗ったまま通る」という語義が収載されていたのである。

ちなみに、『近世古文書用語辞典』には、「出立地から目的地まで馬を乗り通すこと。」「其村方不動迄、為乗切与御老中方（略）御越二付」そちらの村の不動尊まで、馬を乗り通して老中方がお越しなので。」（四九五頁）とあり、右に検討したように二つの意味が含まれた言葉として使用されていたことが確認できる。